

徳島県告示第三百二十八号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第二号イの規定に基づき、道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認める道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和三十六年建設省令第二十八号）第五条第一項の規定により公示する。

令和六年六月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 指定する道路の路線名及び区間

道路種別	整理番号	路線名	区 間
主要地方道	4 2	瀬戸撫養	鳴門市瀬戸町明神字張三三番一地先から 同 撫養町大桑島字凜岩浜四八番一九地先まで
一般県道	181	川内埠頭	徳島市川内町平石夷野二三四番二二地先から 同 一〇二番一地先まで

二 指定する期日

令和六年七月一日